

社員向け定期健康診断

社員の方は「社員向け定期健康診断」をご利用ください。

2009年4月より社員の皆様の各種健康診断および保健指導に関する業務全般を、日本アイ・ビー・エム健康保険組合が多くの事業主から受託しています。

(注：必ずしも、当健保組合加入の全事業主から受託しているわけではありませんので、各社人事部へお問い合わせください。)

「社員向け定期健康診断」の検査項目、実施場所、実施時期はすこやかサポートPlus (SSP) の「社員健診の予約」からご参照ください。

「社員向け定期健康診断」に関しては健康増進センター・ヘルプデスクへお問い合わせください。

お問い合わせ先：

e-mail : toiawase@helpdesk-kenpo.jp

TEL:03-3808-1701 (8:30~17:00 土日祝祭日および健康増進センター休診日を除く)

※ボイスネットではつながりません。(外線からのみ接続可)

注意 点

- ・「社員向け定期健康診断」を受診せずに、任意の健診機関で受診の健康診断／人間ドックを受診し補助金申請をご利用される方は、補助金申請の際に当健保組合にご提出いただく結果コピーと特定健診問診票を、「社員向け定期健康診断」の代替とします。検査項目に不足がある場合は、補助金申請できません。
- ・節目年齢のがん総合検診を受診した場合は後日当健保組合が国立がん研究センターより結果と特定健診問診票のコピーを入手し、「社員向け定期健康診断」の代替とします。
- ・2022年4月～2023年3月の「社員向け定期健康診断」の受診と2022年4月～2023年3月の任意の健診機関で受診の健康診断／人間ドックの補助金申請、節目年齢のがん総合検診の重複利用はできません。

※特例退職者・任意継続・休職中の方は「社員向け定期健康診断」は、ご利用いただけません。

5～7ページの「家族健診」をご利用ください。

※受診をキャンセルした場合、キャンセル料が発生する場合があります。

※住所が変わった時は、必ず健保へ届けが必要です。98ページのお問い合わせ一覧をご参照ください。

事業主保健指導について

労働安全衛生法で、事業主は健康診断の結果で特に健康の保持に努める必要があると認める者に対して保健指導の実施に努め、また、皆様は保健指導を利用してその健康の保持に努めるものとするとされています。

これに基づき当健保組合では健康診断同様、事業主から受託し、保健指導を外部機関へ委託し実施しています。